

平成25年 No.11

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程等の一部を改正する規程

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部を改正する要項

制定理由

特任教授等の称号の名称を特命教授等に変更するために、所要の改正を行うものである。

承認経過

特任教授等の称号の名称を特命教授等に変更することに伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年3月8日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第12号

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学学生キャリア支援センター規程（平成19年規程第28号）
- (2) 東京学芸大学学生相談センター規程（平成18年規程第6号）

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部を改正する要項を次のように
制定する。

平成25年 3 月 8 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

東京学芸大学教職大学院専任教員選考要項の一部を改正する要項

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成22年 1 月28日制定）の一部に
ついて、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程の一部改正について

改正理由：特任教授等の称号の名称を特命教授等に変更するために、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(省 略) (職員) 第4条 センターに、センター長、専任教員及び兼任教員を置く。 2 兼任教員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (1) 各学系教授会構成員のうちから選出された者 各4名 (2) 学長が委嘱する者 若干名 3 第1項に定める職員のほか、必要に応じて東京学芸大学<u>特命教授等</u>に関する規程（平成16年規程第48号）第2条に定める<u>特命教授等</u>（<u>特命教授</u>，<u>特命准教授</u>及び<u>特命講師</u>をいう。）を置くことができる。 4 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。 (省 略) (センター会議) 第13条 センターに、センターの運営及びキャリア形成支援・就職支援に関する事項を審議するため、センター長、専任教員及び兼任教員をもって組織するセンター会議を置く。 2 センター会議には、業務に応じた専門部会を置くことができる。 3 副学長（学生担当）及び<u>第4条第3項の特命教授等</u>は、必要に応じてセンター会議に出席し、意見を述べることができる。 (省 略) <u>附 則</u> <u>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</u>	(省 略) (職員) 第4条 センターに、センター長、専任教員及び兼任教員を置く。 2 兼任教員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (1) 各学系教授会構成員のうちから選出された者 各4名 (2) 学長が委嘱する者 若干名 3 第1項に定める職員のほか、必要に応じて東京学芸大学<u>特任教授等</u>に関する規程（平成16年規程第48号）第2条に定める<u>特任教授等</u>（<u>特任教授</u>，<u>特任准教授</u>及び<u>特任講師</u>をいう。）を置くことができる。 4 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。 (省 略) (センター会議) 第13条 センターに、センターの運営及びキャリア形成支援・就職支援に関する事項を審議するため、センター長、専任教員及び兼任教員をもって組織するセンター会議を置く。 2 センター会議には、業務に応じた専門部会を置くことができる。 3 副学長（学生担当）及び<u>第3条第2項の特任教授等</u>は、必要に応じてセンター会議に出席し、意見を述べることができる。 (省 略)

東京学芸大学学生相談センター規程の一部改正について

改正理由：特任教授等の称号の名称を特命教授等に変更するために，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(省 略) (職員) 第4条 センターに，センター長及び専任教員又は<u>特命教授等</u>（<u>特命教授</u>，<u>特命准教授</u>又は<u>特命講師</u>をいう。）を置く。 2 前項に定める職員のほか，必要に応じて兼任教員を置くことができる。 3 兼任教員の任期は2年とし，再任を妨げない。 (省 略) <u>附 則</u> <u>この規程は，平成25年4月1日から施行する。</u>	(省 略) (職員) 第4条 センターに，センター長及び専任教員又は<u>特任教授等</u>（<u>特任教授</u>，<u>特任准教授</u>又は<u>特任講師</u>をいう。）を置く。 2 前項に定める職員のほか，必要に応じて兼任教員を置くことができる。 3 兼任教員の任期は2年とし，再任を妨げない。 (省 略)

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部改正について

改正理由：特任教授等の称号の名称を特命教授等に変更するために、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 東京学芸大学教職大学院運営規程（平成20年規程第26号。以下「運営規程」という。）第9条第5号に定める事項のうち、大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）を担当する教育実践創成講座に所属する教員（以下「専任教員」という。）の採用、昇任及び移籍（以下「採用等」という。）並びに教職大学院を担当する非常勤講師（<u>特命教授</u>，<u>特命准教授</u>，<u>特命講師</u>及び<u>特命助教</u>の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）第36条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。 (省 略) <u>附 則</u> この規程は、平成25年4月1日から施行する。	(趣旨) 第1条 東京学芸大学教職大学院運営規程（平成20年規程第26号。以下「運営規程」という。）第9条第5号に定める事項のうち、大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）を担当する教育実践創成講座に所属する教員（以下「専任教員」という。）の採用、昇任及び移籍（以下「採用等」という。）並びに教職大学院を担当する非常勤講師（<u>特任教授</u>，<u>特任准教授</u>，<u>特任講師</u>及び<u>特任助教</u>の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）第36条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。 (省 略)